

☆ 重度障がい者一般タクシー利用助成制度について ☆

- (対象者) ・ 市内在住で在宅の身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａまたは、精神障害者保健福祉手帳１級を所持している人
- (助 成) ・ 乗車１回につき６００円分の助成券を年度内に２４回分交付
- (手続き) ・ 必要なもの … 手帳
- ・ 申請するところ … 市役所障がい福祉課、福祉届出コーナーまたは、市内各支所
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障がい福祉課のみでの受付です。)

※ 年度ごとに申請が必要です。

- (利用方法) ・ ご利用いただけるタクシーは、チケット綴りの１枚目の表面と裏面に、掲載しています。
- ※ 掲載していないタクシーに乗車し、チケットを使用したときは、後日タクシー会社へご返金いただくことになります。
- ・ タクシーに乗車されたら、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示するとともに、チケットを１枚渡し、料金から６００円を差し引いた金額をお支払いください。

※ 料金が６００円未満でも、おつりは出ません。

制度のご利用に関するお問合せは

松山市障がい福祉課 電 話：０８９－９４８－６４３３

FAX：０８９－９３２－７５５３

会社名	住所	電話番号
アトム	朝生田町4丁目5-12	998-6767
粟井	久保439-1	994-0017
伊予鉄	竹原2丁目3-15	921-3166
祝谷	山田町1386-7	977-3600
愛媛近鉄	宮西2丁目9-37	924-6111
関西	三津1丁目6-32	951-0273
銀座	保免西2丁目3-1	971-4500
空港	南吉田町2843-1	972-0101
仔馬	北久米町301-1	975-6000
斉院	北斉院町84-1	971-2191
三光	安城寺町268-3	922-3545
四国交通	東野1丁目8-57	977-1234
しま交通	小浜甲969-1	997-0567
市民交通	空港通7丁目16-40	972-1755
城東	湯渡町11-22	943-0541
城南	古川西3丁目5-22	956-4330
城北(本社)	和気町1丁目673-5	924-0102
城北(鴨川営業所)	鴨川1丁目1-6	924-0102
新交通	祝谷町1丁目5-7	943-6565
末広	朝日ヶ丘2丁目5-19	924-6506
すみれ第一交通	星岡1丁目14-20	956-2441
瀬戸内	平和通4丁目1-29	915-1230
大和交通	本町2丁目8-2	941-8491
拓殖交通	西長戸町383-1	922-4871
立花	立花3丁目1-15	943-0223
中央観光	鴨川1丁目1-6	923-0885
東洋	千舟町8丁目78-7	943-2285
南海東道後	梅津寺町1374-4	975-0554
日章観光	北土居2丁目24-21	956-2410
ハート交通	堀江町甲1782-6	911-8810
日の丸	二番町1丁目3-4	946-1123
富士第一交通	山越1丁目5-22	924-4124
二神(本社)	高浜町1丁目60-233	990-8181
二神(EAST 営業所)	水泥町49-8	990-8181
北条栗井交通	北条辻1410-19	993-1290
舞子	桑原6丁目4-42	945-5588
舞子運輸	北久米町45-3	970-8000
前道後	堀江町甲1774-4	978-0100
松山観光開発	松ノ木1丁目2-45	951-3053
松山第一交通	土居田町848-8	974-2700
松山西第一交通	西垣生町759-1	972-0311
森松交通	森松町518-2	956-2255
ヤマト交通	久万ノ台1061-6	923-1478
県個人(協)	空港通3丁目7-12	972-2441
中予個人タクシー協会に加入している事業者		

※ 電話番号などは変更されることがあります。